

就労奨励金

最大6万円支給！

職員募集

介護職員の人材不足が全国的に社会問題となっておりますが、この度、当社協独自の制度として「就労奨励金」の支給制度を創設しました！

福祉とおもいやりの精神で、利用者やご家族に大変喜ばれており、やりがいを感じるお仕事です。あなたも一緒に働いてみませんか？

◎就労奨励金の内容

- ア)対象者 ①新たに当社協に就職した介護従事者・復職した有資格者（旧ヘルパー2級以上）
②6か月以上継続して月12日以上勤務している方（常勤・非常勤を問いません）
③町内介護事業所に就労したことがある場合、離職後3か月以上経過している方
- イ)奨励金 ①有資格者 ＝ 合計6万円（勤続1か月につき12,000円・最大5か月）
②資格のない方 ＝ 合計5万円（勤続1か月につき10,000円・最大5か月）

1 訪問入浴サービス介助員

- (1)勤務時間 10:00～16:00(休憩有)
(2)業務内容 訪問入浴介助員業務
(ヘルパー資格なしでも可能)
(3)給与待遇 時給1,110円、
処遇改善加算手当5,000円／月
(※ヘルパー資格者9,000円／月)



2 訪問介護ヘルパー業務員

- (1)勤務時間 8:45～17:15(休憩有)の間の5時間程度（※ご相談に応じます）
(2)業務内容 訪問介護ヘルパー業務
(3)必要な資格 ①介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級以上)修了者
【※ヘルパー資格無でも可能～資格取得支援制度(町人財育成補助 1/2、町社協負担 1/2)】
②普通自動車免許
(4)給与待遇 時給1,110円、処遇改善加算手当9,000円／月

- 勤務場所 福島町社会福祉協議会（～町内の訪問対象世帯）
- 募集人数 各1名
- 勤務日 週3日程度
- 雇用期間 随時～R8.3.31（契約更新・常勤雇用の可能性もあります）

◎応募される方は、11月13日（木）まで履歴書（写真添付）を福島町社会福祉協議会まで提出願います。（面接日を後日お知らせします）

ご不明な点がございましたら、福島町社会福祉協議会（担当：中村・石岡）までお問合せください。 TEL：(0139) 47-2284

令和7年10月16日
福島町社会福祉協議会